

川崎市立看護短期大学元准教授が提訴した停職処分取消請求訴訟の結審について

川崎市立看護短期大学元准教授が上告受理の申立てをしていた停職3月の懲戒処分の取消しを求めた「停職処分取消請求訴訟事件」について、最高裁判所が上告審として受理しないことを決定したことから、原告が求めた当該懲戒処分の取消しは認められないことが確定し、当該訴訟が結審いたしましたので、御報告します。

事件名：令和6年（行ヒ）第365号 停職処分取消請求控訴事件
決定日：令和7年3月19日
申立てに対する決定の主文：1 本件を上告審として受理しない。
2 申立費用は申立人の負担とする。
上記のとおり最高裁判所が決定したことから、下記のとおり高等裁判所の判決が確定いたしました。
判決の主文：1 本件控訴を棄却する。
2 控訴費用は控訴人の負担とする。

1 当事者

原告：本学元准教授

被告：川崎市（代表 川崎市長 福田 紀彦）

2 原告の申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

3 事件の概要

川崎市立看護短期大学（以下、「本学」という。）「生命倫理」科目担当元准教授（以下、「元准教授」という。）は、本学教員に交付される研究交付金を用いて、平成29年度において、2件の学会等に参加したい旨の旅行（出張）命令の申請を上司に行い、その承認を受け、その後、それら旅行（出張）を実施した旨の復命を行いました。実際には参加していませんでした。

また、平成30年度において、上司に無断で5回勤務を欠いたほか、4回にわたり上司に無断で出張し、それらの復命も行いませんでした。

これらのことから、元准教授は、平成31年3月28日付で停職3月の懲戒処分を受け、これを不服として停職3月の処分の取消しを求める審査請求を人事委員会へ申し出ましたが、令和3年3月24日に棄却されました。この案件に関し、元准教授から横浜地方裁判所に対して令和3年9月24日付で訴訟2件（「停職処分取消請求訴訟」及び元准教授が本市に返還した研究交付金の返還を求める「不当利得返還請求訴訟（既に結審済み）」）が提訴されました。

このうち、停職処分取消請求訴訟について、令和5年12月13日に原告の請求を棄却する第1審判決が下されました。

しかし、原告である元准教授は当該判決を不服とし、令和5年12月20日に東京高等裁判所へ控訴し、その第2審判決が令和6年6月27日に下され、本件控訴についても棄却されました。

さらに、元准教授は第2審の判決を不服とし、上告受理の申立てを行いました。最高裁判所から本件について、令和7年3月19日に上告審として受理しないことを決定したことから、第2審の判決が確定したものであります。

なお、同時に提訴されておりました「不当利得返還請求訴訟」につきましては、原告が求めた本市に対する不当利得の返還等は認められず、令和6年3月に結審しております。

事件の経過

- ・平成31年 3月 元准教授に停職3月の懲戒処分
- ・令和 元年 6月 元准教授が当該処分を不服として審査請求書を人事委員会に提出
- ・令和 3年 3月 人事委員会が元准教授の審査請求を棄却
- ・ 同年 9月 元准教授が停職処分の取消しと不当利得等の返還を求め、横浜地裁に提訴（第1審）
- ・令和5年 12月 停職処分取消請求訴訟（第1審）判決
主文①原告の請求棄却、②訴訟費用は、原告の負担
- ・ 同年 12月 元准教授が停職処分取消請求訴訟について東京高等裁判所に控訴（第2審）
- ・令和6年 6月 停職処分取消請求訴訟控訴審（第2審）判決
主文①控訴の請求棄却、②訴訟費用は、控訴人の負担
- ・令和6年 7月 元准教授が上告受理を申立
- ・令和7年 3月 最高裁から決定調書の送付
主文①上告審としての不受理、②申立費用は、申立人の負担

問合せ先

川崎市健康福祉局市立看護大学事務局総務学生課 五十嵐

電話 044-587-3504